

鳴門教育大学大学会館規則

平成16年 4月 1日
規則第 34 号

(設置)

第1条 鳴門教育大学（以下「本学」という。）に、学生及び教職員の福利厚生に資するとともに、学生の課外活動の促進に寄与することを目的とする大学会館を置く。

(管理運営)

第2条 大学会館の管理運営は、学長が統括する。

2 大学会館に関する重要事項は、学生支援委員会において審議する。

(利用者の範囲)

第3条 大学会館を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 本学の学生及び職員

(2) 本学が主催し、又は共催し、若しくは後援する行事等の出席者

(3) その他学長が適当と認める者

(使用日時)

第4条 大学会館の使用時間は、9時から20時までとする。

2 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までの間は、休館日とする。

3 大学会館における食堂等の使用時間、営業日等は、前2項の規定にかかわらず学長が別に定める。

4 学長は、特に必要と認めるときは、前3項に規定する使用時間又は休館日を臨時に変更することができる。

(使用手続)

第5条 集会室を使用する者は、使用許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 集会室の使用手続について必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。

(使用許可の取消し)

第6条 利用者が、この規則その他本学の規則に違反し、又は使用の許可条件に違反した場合は、学長は使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された目的以外の目的に使用しないこと。

(2) 転貸し、又は許可された者以外に使用させないこと。

(3) 使用場所及び周辺の静穏な秩序を乱さないこと。

(4) 喫煙は所定の場所で行い、その他火気の取扱いを慎重にし、火災予防に留意すること。

(5) 設備及び備品の保全に留意すること。

(6) その他使用の許可条件に違反しないこと。

(損害賠償)

第8条 利用者が、故意又は過失により施設設備又は備品を汚損、損傷又は滅失させたときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、大学会館の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。